

女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性に関する合意結論文書(仮訳)

女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性*

1. 女性の地位委員会(以下、「委員会」)は、「北京宣言及び行動綱領」¹、第23回国連特別総会成果文書²、第4回世界女性会議10周年、15周年および20周年記念に委員会が採択した宣言³をあらためて確認する。
2. 委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁴と「児童の権利に関する条約」⁵、同選択議定書⁶、その他関連条約と協定により、女性と女兒のエンパワーメントとジェンダー平等を実現し、すべての女性と女兒があらゆる人権と基本的自由を一生を通じて完全かつ平等に享受するための国際的な法的枠組みと包括的な対策が規定されることをあらためて確認する。
3. 委員会は、開発の権利を含む女性の人権と基本的自由の推進、保護、尊重は、普遍的かつ不可分であり、相互に依存し関わりあい、すべての貧困撲滅政策とプログラムに取り入れるべきであることをあらためて確認する。また誰もが経済、社会、文化、政治的な発展に参加、貢献し、これを享受する権利を確保する対策の必要性を認め、市民、政治、経済、社会、文化的権利の推進、保護と十分な実現に等しい注意が払われ、緊急な配慮がなされるべきことをあらためて確認する。
4. 委員会は、「国際人口開発会議行動計画」⁷、その更なる実施のための主要行動をはじめ、関連国連サミットと会議で確認されたジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントに関する決意をあらためて確認する。また「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択した国連サミットで確認されたジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントへの決意、「第3回国連防災世界会議」、「第3回開発資金国際会議」、「第21回気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議」におけるジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントへの決意をあらためて確認し、2015年9月27日開催の「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ会合:行動の決意」と2015年10月13日開催の女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会の会合を想起する。
5. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」と同レビュー成果文書、関連主要国連会議とサミットの成果文書、また同会議とサミットのフォローアップにより、持続可能な開発に向けた堅固な基盤が構築されたこと、「北京宣言及び行動綱領」の完全、効果的、より迅速な実施は、誰一人として取り残さない「持続可能な開

* 討論内容については第3章を参照。

¹ 「第4回世界女性会議報告書」(北京、1995年9月4-15日)(国際連合出版物、販売番号E.96.IV.13)第I章、決議I、付属文書IおよびII。

² 国連総会決議S-23/2、付属文書と決議S-23/3、付属文書。

³ 「経済社会理事会公式記録」(2005年、追録第7号と正誤表(E/2005/27、Corr.1-E/CN.6/2005/11、Corr.1)第I章A節、同上(2010年、追録第7号および正誤表(E/2010/27、Corr.1-E/CN.6/2010/11、Corr.1)第I章A節、および同上(2015年、追録第7号(E/2015/27-E/CN.6/2015/10)第I章C節、決議59/1)。

⁴ 国際連合「条約集」1249巻20378号。

⁵ 同上1577巻27531号。

⁶ 同上2131巻20378号、2171巻と2173巻27531号、決議66/138、付属文書。

⁷ 「国際人口開発会議報告書」(カイロ、1994年9月5-13日)(国際連合出版物、販売番号E.95.XIII.18)第I章、決議I、付属文書。

発のための 2030 アジェンダ」⁸の実施にきわめて重要な貢献をもたらすことをあらためて確認する。

6. 委員会は、持続可能な開発等の達成に向けたジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントの実現において各域内・国内の地域条約、手段、取り組みが果たす重要な役割を認める。

7. 委員会は、2030 アジェンダが掲げるジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワメントへの決意を歓迎し、開発の実現主体として女性が果たす欠かすことのできない役割を認識し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワメントの実現は、すべての持続可能な開発目標とターゲットの進捗にきわめて重要であると認める。委員会は、女性と女兒が人権と機会の完全な実現を否定され続ける限り、人間の十分な可能性の発揮と持続可能な開発の実現はあり得ないことを強調する。

8. 委員会は、根強く続く「貧困の女性化」に懸念を表明し、極度の貧困を含む、あらゆる形態と様相の貧困の撲滅は持続可能な開発に必要な不可欠な要件であることを強調する。委員会は、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワメントの実現は貧困の撲滅と相互に作用しあい、つながりあうことを認め、社会的保護制度等により、生涯にわたり女性と女兒の適切な生活水準を確保する必要性を認める。

9. 委員会は、教育を受ける権利の実現が、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメント、人権、持続可能な開発、貧困の撲滅の推進に寄与することをあらためて確認する。そして、中等教育へのアクセス、継続、修了の男女格差が遅々として縮小しないことを懸念をもって指摘する。なぜなら、このような格差の縮小は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメント、人権と基本的自由の実現のカギであり、その他社会・経済的に有益な効果をもたらすからである。従って、すべての女性と女兒は、生涯を通じて学習の機会へアクセスし、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育、そして技術・職業訓練を含むあらゆるレベルで良質な教育を受ける機会を平等に享受する必要がある。

10. 委員会は、女性が平等な経済的権利を得て、経済的な能力強化と自立を実現しない限り 2030 アジェンダの実施は不可能であることを認識する。これは、土地・天然資源等の経済・生産性資源へのアクセス、財産・相続の権利、適切な新技術と小口金融を含む金融サービス、十分かつ生産的な雇用と適切な就業の平等な機会、同等あるいは同価値の仕事に対する平等な報酬に関して、女性と男性また場合に応じて女兒と男児の平等な権利を実現する法制その他改革の重要性を強調するものである。委員会は、包括的な成長と持続可能な開発への女性移民労働者の前向きな貢献を認める。

11. また委員会は、2030 アジェンダの実施は公式経済への女性の完全な統合を要することを認める。これは、政治・経済・公的生活のあらゆるレベルで女性が効果的に意思決定に参画し平等な機会を得ること、またジェンダーに基づく現在の労働分担を変え、無報酬の育児や介護、家庭内労働を認識、削減し、男女間で平等に分担、再分配すること等により達成される。

12. 委員会は、紛争、人身取引、テロ、暴力的過激主義、自然災害、人道上の緊急事態、その他の緊急事態が女性と女兒に過大な影響を与えることを認識する。従って、女性がリーダーシップと意思決定プロセスに効果的かつ有意義に関与できる権限を与えること、戦略と対策に女性のニーズと関心を優先的に取り

⁸ 国連総会決議 70/1。

入れること、女性と女兒の人権があらゆる開発努力、紛争、人道上の緊急事態、その他緊急事態において促進、保護されることが不可欠であると認識する。

13. 委員会は 2030 アジェンダの実施において誰一人として取り残さないことの必要性を強調する。この点に関連し、紛争国また紛争後の状況下等にある難民女性と女兒の窮状と、その保護とエンパワーメントの必要性、難民を受け入れる地域社会の回復力強化の必要性を認識し、とりわけ開発途上国において難民を受け入れる地域社会への開発支援の重要性を強調する。

14. 委員会は、気候変動が持続可能な開発の実現にもたらす挑戦課題への懸念をあらためて表明し、不平等と差別に直面する女性と女兒が、気候変動やその他の環境問題、とりわけ砂漠化、森林破壊、砂嵐、自然災害、長期的な干ばつ、異常気象、海面上昇、海岸侵食、海洋の酸性化によって、しばしば過度な影響を受けることをあらためて述べる。また委員会は、「国連気候変動枠組条約」に基づく「パリ協定」⁹を踏まえ、気候変動への取り組みにおいて、各国がジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを尊重、促進し、考慮すべきことを認識する。

15. 委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。女性と女兒に対する差別と暴力、とりわけ最も弱い立場にある女性と女兒に対する暴力が世界各地で継続していることに深い懸念を持ち、女性と女兒に対するあらゆる形態での暴力、とりわけ性的また性別に起因する暴力、家庭内暴力、人身取引、女性の殺害、また幼児や若年者の結婚、強制的な結婚、女性器切除等の有害な慣習が、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの完全な実現、すべての女性と女兒の人権と基本的自由の実現、男性と男児の平等なパートナーとしての十分な可能性の発揮、そして持続可能な開発目標達成の障壁となっていることに深い懸念を表明する。

16. 委員会は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに向けた進捗を歓迎する一方で、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを完全に達成した国は一国もなく、世界中で女性と男性、女兒と男児の間に相当な不平等が根強く残り、多くの女性と女兒が一生を通じて複雑に絡み合う多数の差別により、弱者の立場に置かれ、疎外される経験をしていることを強調する。

17. 委員会は、ジェンダーに配慮した 2030 アジェンダの実施には、ジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメント、すべての人権と基本的自由の平等な享受の実現に向けて最近また長年にわたり表明されている決意のより迅速な実行が必要であることを認める。

18. 委員会は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現に向けて、資源格差を縮小する大幅な投資拡大の重要性をあらためて確認する。このため、国内外の資源の活用・分配等あらゆる資金源の活用、政府開発援助における公約の完全な実施、不法な資金の流れの遮断により、更に前進し続け、南北、南南、また三角協力を含む国際協力を強化する必要がある。この際、南南協力は南北協りに代わるものではなく、むしろ、これを補強するものであることを念頭に置く必要がある。

19. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」の完全、効果的、より迅速な履行の緊急性を強調し、2030 アジェンダの実施にはジェンダーの視点の組織的な取り入れが不可欠であると想起する。

20. 委員会は、2030 アジェンダがこれまでにない規模と重要性を持つことを特記する。各国の様々な状況や能力、開発レベルを考慮し、とりわけ開発途上国

⁹ FCCC/CP/2015/10/Add.1 参照。

の継続、包括的かつ持続可能な経済成長のための国家政策を尊重する一方で、国際的な関連規則とコミットメントに沿いつつ、すべての国が 2030 アジェンダを承認、適用しており、国内・域内・世界レベルで実施する予定である。委員会は、2030 アジェンダの国内・域内・世界レベルでの進捗状況のフォローアップとレビューの一義的な責任が各国政府にあることを確認する。

21. 委員会は、2030 アジェンダ等、地方、国内、域内、国際レベルのアジェンダに女性と女兒の関心、ニーズ、ビジョンを取り入れる上で女性組織や地域社会団体、フェミニスト・グループ、女性人権擁護団体、女兒と若者の団体を含む市民社会の貢献を歓迎し、ジェンダーの視点に配慮した 2030 アジェンダの実施にこれら団体が開放的、包括的かつ透明性をもって関与することの重要性を認識する。

22. 委員会は、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの実現における変化の担い手かつ受益者として、また女性と女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃と「北京宣言及び行動綱領」の完全、効果的、より迅速な履行とジェンダーに配慮した 2030 アジェンダの実施における同盟者として、男性と男児の十分な関与の重要性を認識する。

23. 2030 アジェンダ実施に大きく寄与する「北京宣言及び行動綱領」の完全、効果的、より迅速な履行に向けて努力し続けるために、委員会は、あらゆるレベルで適宜、国連諸団体や国際・地域組織とともに、国家的な優先事項を念頭に置きつつ、各国政府がそれぞれの権限内で以下の行動を取ることを強く勧奨する。また国の人権団体、非政府団体とりわけ女性組織や地域社会団体、フェミニスト・グループ、若者の団体、信仰に基づく団体、民間セクター、雇用者団体、労働組合、メディア、その他の関係者等市民社会が以下の行動を適宜取つてを奨励する。

規範的、法的、政策的な枠組みの強化

(a) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「児童の権利に関する条約」、同選択議定書の批准あるいは加盟を最優先事項として検討し、あらゆる留保の範囲を限定する。いかなる留保も上記条約の趣旨と目的に矛盾しないようできる限り正確かつ限定的に規定し、撤廃を視野に入れて定期的な見直しを行う。関連条約の趣旨及び目的に沿わない留保は撤回し、効果的な国の法律・政策を制定して上記条約を完全に履行する。

(b) 持続可能な開発、ジェンダー平等、すべての女性と女兒のエンパワーメントの基盤として「北京宣言及び行動綱領」、「国際人口開発会議行動計画」、同レビュー会議の結論を完全、効果的、より迅速に履行する。また、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「児童の権利に関する条約」、同選択議定書とその他関連条約と協定の締約国による遵守を促進する。

(c) 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の目標とターゲットをすべて包括的に達成する。その際、2030 アジェンダの普遍的、包括的、不可分な性質を反映しつつも、各国の政策余地とリーダーシップを尊重し、関連国際規定とコミットメントに沿って、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを実現するための統合的かつ持続可能な開発戦略を策定し、あらゆるレベルにおける国家政策とプログラムのすべてにジェンダーの視点を取り入れる。

(d) 女性と女兒に対するあらゆる差別を撤廃する。そのために、法律と包括的な政策措置を適宜策定、採用し、より迅速、効果的に実施またモニタリングする。罰則を含む法的枠組みに差別的な規定がある場合は、これを廃止する。また女性と女兒が平等かつ効果的に司法制度へアクセスし、女性と女兒の人権

侵害に対する責任の所在が明らかにされるように適宜暫定的特別措置を含む法律、政策、行政、その他包括的措置を制定する。

(e) 男性と女性、場合により男児と女児が、経済および生産性資源にアクセスする平等の権利を実現するために必要な法律を制定し、改革を実行する。これら資源には、土地、財産・相続権、自然資源、適切な新技術と小口金融を含む金融サービスへのアクセス・所有権・支配権、そして完全かつ生産的な雇用と適切な仕事に女性が従事するための平等の機会が含まれる。

(f) 万人に適切な就業機会を促進するジェンダーに配慮した政策・プログラムを実施し、女性の経済的権利と自立、就業の権利、職場における権利を促進する。同等あるいは同価値の仕事に対する平等な報酬を確保し、職場での差別と虐待から女性を保護し、女性主導の事業を支援して経済の全セクターで女性に投資し、権限を付与する。このために、たとえば、公的サービス、金融、訓練、技術、市場、持続可能かつ安価なエネルギー、運送手段、通商への全市民のアクセスを促進する幅広い方法・手段を整える。

(g) 無報酬の育児、介護労働を認識、削減、再分配するためにあらゆる適切な手段を実行し、女性と男性の平等な責任分担を促進する。このために、アクセスが容易で安価な社会福祉サービス、子ども、障害者、高齢者、HIV また AIDS 罹患者、その他ケアを必要とする人のためのケアサービスを含む社会的な保護政策を優先する。

(h) 「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重、救済』枠組の実施」¹⁰、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、労働・環境・衛生基準、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)」と国連グローバル・コンパクトが策定した「女性のエンパワーメント原則」に沿って行動し、社会的な責任を負い、説明義務を遂行するように民間セクターに働きかける。これにより、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント、女性と女児のすべての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受の実現を目指す。

(i) 女性移民労働者を含む移民の持続可能な開発への貢献を認識し、出身国、通過国、行き先国をはじめとする全利害関係者が国際、地域あるいは二国間協力等を通じて女性移民労働者に対する暴力と差別を撲滅し、エンパワーメントを実現することの必要性を認める。

(j) 女性向けに企画・販売された商品とサービスについて、男性向けに企画・販売された同様の商品とサービスより高価格を設定する「ピンク色の税金」と呼ばれる、ジェンダーに基づく価格差別化の撲滅に向けて具体的な方策を実行する。

(k) 特に学校、公共の施設・建物等において安全かつ安価に入手できる飲み水と適切な公衆衛生への普遍的かつ公平なアクセスをすべての人に提供し、女性の積極的な参画を得て水管理と廃水処理を改善するよう政府に働きかける。この際、不適切な水・衛生施設の影響を過度に受け、屋外での排便時に暴力と嫌がらせを受けるリスクが高く、月経時の衛生管理に特別なニーズを有するすべての女性固有のニーズに特に配慮する。

(l) 気候変動への取り組みにおける指導者かつ変化をもたらす主体としての女性の重要な役割を認識し、環境、気候変動、災害リスクの軽減に関する戦略、金融、政策と手続きにおいてジェンダーに配慮したアプローチ、ジェンダーの視点の統合、女性のエンパワーメントを推進する。これにより、環境問題に

¹⁰ A/HRC/17/31、付属文書。

関するあらゆるレベルの意思決定への女性の有意義かつ平等な参画と気候変動の悪影響に対する女性と女兒の回復力の育成を目指す。

(m) 紛争、人身取引、テロ、暴力的過激主義、自然災害、人道的危機、その他緊急事態の被害を受け、住む場所を追われた女性の権利と固有のニーズが、国家・国際的な計画・戦略・対策で取り上げられるようにする。また緊急事態、復旧、復興、紛争解決、和平プロセスにおける意思決定のあらゆるレベルでの女性の関与を確保する。復旧から開発への滑らかな移行に寄与すべく、女兒をはじめとするすべての被災者に教育を与え、すべての人道的措置の必要不可欠かつ優先的な一部として性的また性別に起因する暴力に取り組む。この点について、委員会は、2016年5月23、24日にトルコのイスタンブールで開催される「世界人道サミット」での議論にジェンダーの視点を取り入れるよう十分な配慮を奨励する。

(n) とりわけ開発途上国の経済・社会開発の完全な実現を妨げ、国際法また国連憲章に合致しない一方的な経済、金融あるいは貿易措置の普及と採用を控える。

(o) 「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」、同レビュー会議成果文書に従い、すべての女性の人権、性と生殖に関する健康、生殖の権利の促進と保護を確保する。たとえば、良質で包括的な性と生殖に関する医療サービス、商品、情報と教育、とりわけ現代的かつ安全で効果的な避妊手段、緊急避妊法、未成年の妊娠予防プログラム、産科ろうこう(フィスチュラ)をはじめとする妊娠・出産合併症を軽減する熟練した出産時ケアと緊急産科ケア、国の法律で許される場合は安全な中絶サービス、また生殖管感染、性感染症、HIV、生殖器系のがんの予防と治療にすべての人がアクセスし利用できるよう政策・法制度を制定、実施し、保健制度を強化する。この際、人権には、強制、差別、暴力にさらされることなく、性と生殖に関する健康を含む自らの性に関する事柄について管理し、自由に責任を持って決断できる権利が含まれることを認識する。

(p) 女性、とりわけ最も取り残されてしまった女性があらゆるレベルで教育を受ける権利を促進し尊重する。このため、質の高い教育への万人のアクセスと、包括的、平等、非差別的な質の高い教育を確保し、すべての人の学習機会を促進し、初等および中等教育の修了を確保する。また、中等および高等教育のあらゆるレベルにおいて男女格差をなくし、金銭リテラシーを促進し、キャリア開発、訓練、奨学金、研究奨励制度への女性と女兒の平等なアクセスを確保し、女性と女兒のリーダーシップ能力と影響力を育成するための前向きな行動を採用する。加えて、学校環境における女性と女兒の安全を促進、尊重、保証し、障害を持つ女性と女兒の教育と訓練をあらゆるレベルで支援する施策を採用する。

(q) 科学技術をはじめとする教育・訓練プログラムにジェンダーの視点を取り入れる。女性の非識字をなくし、技能開発を通じて学校から就業への移行を支援し、経済・社会・文化的開発、ガバナンスと意思決定への女性と女兒の積極的な関与を可能にする。また女性の公式経済への完全な参加と統合を促進する状況を創造する。

(r) 公・私的な場での女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と有害な慣習を撲滅し防ぐため、性差に配慮した包括的かつ他分野の予防・保護・検察的措置とサービス、女性と女兒に対する暴力を犯罪とする法律を採用、検証し、より迅速かつ効果的に実施する。

(s) 差別的な社会の風潮と男女をめぐる固定観念を一掃し、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを促進するため、あらゆるレベルで適切な国内政策を制定し実行する。

(t) ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント、そして公・私的な場両方での女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撲滅を実現する戦略的パートナーかつ同盟者として、地域共同体のリーダーを含む男性と男児を十分に関与させる。男性の役割と責任について国の政策・プログラムを制定、実行し、育児や介護、家庭内労働でジェンダー間の平等な責任分担を目指す。また、女性と女兒に対する暴力を許容する社会規範や女性と女兒を男性と男児に従属するものとみなす態度と社会規範をなくすための変化を起こす。このために、たとえば、女性への差別を存続させる不平等な力関係、社会規範、慣習、固定観念等、男女の不平等の根本原因を理解し、これに取り組む。そして女性と男性、女兒と男児の両方の利益のために、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを促進し実現する努力に男性を関与させる。

(u) 食料安全保障、貧困の撲滅、環境維持、持続可能な開発における地方女性と女兒、地域共同体の重要な役割と貢献を認識し、女性と女兒のエンパワーメントに向けて努力する。また社会、経済そして政治的な意思決定への地方女性の完全、平等、効果的な参画を確保する。

(v) 先住民族、とりわけ先住民族女性とその団体と共同して、能力増強の促進とリーダーシップ強化を目的とする政策とプログラムを策定、実施する。この際、持続可能な開発に先住民女性が果たす重要な役割を認識する。そして先住民女性に対する差別と暴力を防ぎ、撲滅する。このような差別と暴力は人権と基本的自由に悪影響をもち、先住民女性は、これらに対して特に無防備であり、社会、経済、政治的な意思決定への完全、平等、効果的な参画の大きな障壁となっている。

(w) すべての障害を持つ女性と女兒の権利を保護、推進し、彼女たちが直面する複雑に絡み合った形態の差別に取り組むために、あらゆる適切な法律、行政、社会、教育、雇用、その他の措置を取り、社会への十分かつ効果的な参画と統合を確保する。

(x) 国際的に合意された女性と女兒のための開発目標を含む開発への寄与者として家族を認識し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにより家族の福祉が改善することを認める。この点において、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現と女性の社会への完全参加の促進を目標とする家族政策の策定と実施の必要性を強調する。

ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための資金調達が多様な環境の育成

(y) 「第 3 回開発資金国際会議アディスアベバ行動目標」の決意を再確認し¹¹、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進する。この際、政策の一貫性とあらゆるレベルでの全参加者による持続可能な開発を可能とする環境を追求し、持続可能な開発に向けた世界的な協調を再活性化する。

(z) すべての財政、経済、環境、社会政策の策定と実施において、重点施策化や投資等を通じてジェンダー問題を取り入れる必要性をあらためて表明する。また、あらゆるレベルでジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを

¹¹ 国連総会決議 69/313、付属文書。

促進するために、健全な政策と強制力のある法律、変革的な行動を採用、強化する。

(aa) ジェンダーに配慮した公的財政運営へのアプローチを支援し制度化する。このために、たとえば、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの資金格差を縮小するため、全公共支出分野でジェンダーに配慮した予算配分とモニタリングを実施する。またジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための国家、分野別の計画がすべて効果的に実施されるように、十分に費用の見積もりを行い、適切に資源を配分する。

(bb) 資源格差を縮小するために大幅な投資拡大措置を取る。たとえば、公的セクター、民間セクター、国内外の資源の活用・分配等により、あらゆる資金源からの財務資源を活用する。また、現代的・累進的な税制、税政策の改善、徴税の効率化、政府開発援助におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの優先順位の上昇を通じて歳入管理を強化し、更なる前進を続け、政府開発援助の効果的な利用を目指す。

(cc) 政府開発援助における公約を完全に履行するよう先進各国に働きかける。これには、国民総所得の 0.7%を開発途上国への政府開発援助にあてることや国民総所得の 0.15~0.20%を後開発途上国への政府開発援助にあてることが含まれる。また開発目標とターゲット達成に向けた政府開発援助の効果的な利用を目指して、開発途上国の更なる前進を奨励し、とりわけジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を助ける。

(dd) 南南協力は南北協力を代わるものではなく、それを補強するものであるということを念頭に置きつつ、南北、南南、三角協力等の国際協力を強化する。委員会は、共通の開発優先事項に注力し、政府、市民社会、民間セクターの全利害関係者の関与を得て、南南および三角協力を強化するよう世界各国に呼びかける。一方で、この取り組みにおける国家の主導的な役割と当事者意識は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに欠けてならないことを特記する。

(ee) 万人にとっての十分かつ生産的な雇用と適正な労働を促進するマクロ経済・労働・社会政策を実施する。これにより、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進し、女性に利益をもたらすだけでなく、経済効率性を改善し、経済成長と貧困削減への女性の貢献の最適化を目指す。また世界的に利用可能な知識と技術の開発・促進プロセスを推進し、意思決定者、民間セクター、雇用者が女性の経済的なエンパワーメントの必要性和重要な貢献をより強く認識するよう働きかける。

持続可能な開発のあらゆる分野における意思決定における女性のリーダーシップと完全かつ平等な参画の強化

(ff) あらゆる分野における完全、平等かつ効果的な女性の参画及び公的セクター、民間セクター、公的・社会・経済・政治生活、そして持続可能な開発の全領域における意思決定のあらゆるレベルにおける指導的地位へ女性が参画するための施策を実行する。

(gg) 必要に応じた暫定的特別措置の採用等を通して、女性の完全、平等かつ効果的な参画を確保するための施策を実行する。このために、たとえば、具体的な目標、ターゲット、指標を設定し、その実現に向けて努力し、教育と訓練を提供し、女性また場合に応じて女児があらゆる分野とレベルで意思決定に参加する上での直接的また間接的な障壁をすべて取り除く。このような障壁に

は、良質で包括的な教育と訓練へのアクセスの欠如、暴力、貧困、無報酬の育児、介護や家庭内労働の不平等な分配、男女をめぐる固定観念等がある。

(hh) 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議に規定されるように、和平プロセス、調停の取り組み、紛争予防・解決、平和維持と復興の全段階のあらゆるレベルで効果的な女性の参画を促す施策を実行する。

(ii) 女性の公的生活への一層の参加を促すために、男女間の仕事と育児の責任分担を認識するよう各国政府に勧奨し、家庭、個人生活及び職業生活を調和させるための措置を含めて、これを成し遂げるための適切な措置を講ずる。

(jj) すべての市民社会参加者が 2030 アジェンダの関連規定に従って、ジェンダーの視点に配慮したアジェンダの実施、フォローアップ、検証に十分に寄与できる安全な環境を推進する。

(kk) ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、女性と女兒の人権の推進と促進のために、草の根団体、地域共同体、国内・域内・世界レベルの女性団体と市民社会団体に向けられる資源と支援を増やす。

ジェンダーに配慮したデータ収集、フォローアップ、検証プロセスの強化

(ll) 2030 アジェンダの各国フォローアップとレビューにジェンダーに配慮したアプローチを取り入れる。この際、適宜、合意された世界的な指標の枠組みを考慮する。¹²また、性別、年齢別、所得、その他各国の状況に合う要素別に分類され、高品質で信頼性があり、時宜にかなったデータを組織的にデザイン、収集し、利用できるようにするため、開発途上国への技術・資金援助の強化等を通じて国家の統計能力を強化する。

(mm) ジェンダー別統計の収集、分析、普及を改善し、2030 アジェンダの趣旨に基づく持続可能な開発に向けた女性と女兒の進捗度を計測するため、国また国際的なレベルで基準と手法を開発し強化する。特に貧困、世帯内での所得分布、無報酬の育児や介護労働、資産また生産性資源への女性のアクセス・支配・所有権、あらゆるレベルでの意思決定への参画、女性に対する暴力等に関する統計を収集、分析、普及する。

(nn) ジェンダー平等の視点から 2030 アジェンダ実施のフォローアップと検証データを収集するため、国連諸機関の権限内での支援と市民社会団体の参加を適宜得て、国家間の技術・資金協力を強化する。

国家制度上の仕組みの強化

24. 委員会は、可能であれば資金供与等を通じて、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを促進する国内本部機構の能力と権限をあらゆるレベルで強化し、これら機構の可視化と支援を促進するよう各国政府に求める。これにより、たとえば、2030 アジェンダの趣旨にのっとり、政府各セクターがすべての政策とプログラムにジェンダーの視点を取り入れるよう支援する。

25. 委員会はまた、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを促進する国内本部機構の一貫性と調整を強化するよう各国政府に呼びかける。この際、適宜関連政府機関とその他利害関係者と協同し、国家計画、意思決定、政策の策定と実施、予算プロセス、制度構造がジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの実現に寄与することを目指す。

¹² E/CN.3/2016/2/Rev.1 参照。

26. 委員会は、ジェンダーに配慮した 2030 アジェンダの実施のため各国の依頼に応じ国連諸機関が各自の権限内で支援するよう呼びかける。

27. 委員会は、その業務の根幹となる「北京宣言及び行動綱領」のフォローアップにおける委員会の重要な役割を認識する。また、国内・域内・世界レベルでの 2030 アジェンダ実施レビューでジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを取り上げ統合することと、「北京行動綱領」のフォローアップとジェンダーに配慮した 2030 アジェンダのフォローアップのシナジーを確保することの重要性を強調する。

28. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」と 2030 アジェンダの完全、効果的、より迅速な実施を支援するため、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの推進、各国の依頼に基づいた支援、国連制度の調整、市民社会、民間セクター、その他利害関係者のあらゆるレベルでの動員に UN Women が中心的な役割を果たし続けることを呼びかける。

29. 委員会は、国連総会決議 70/163 を想起する。そして、人権の促進及び保護のための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）を完全に遵守する国内人権機関があれば、経済社会理事会の手続き規則を遵守しつつ、第 61 回委員会への出席等、一層の参画を促す方法の検討を事務局に奨励する。

30. 委員会は、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムで行われている持続可能な開発目標進捗状況のテーマ別レビューに委員会が寄与することを確認する。また、フォローアップとレビューのプロセスがすべての女性と女児に利益をもたらし、2030 年までのジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの実現に貢献すべく、ジェンダー問題を取り入れる触媒の役割を果たしていく。